



サプライヤー行動規範

誠実さと倫理的行動

BUILDING TRUST



はじめに

価値観と責任ある調達へのコミットメント

Sika は、自社のグローバルオペレーションとサプライチェーン全体において、独自の価値観に基づいた取り組みを行っています。

当社の価値観とは、「**国連グローバルコンパクト**」イニシアチブの10原則、国連の「**ビジネスと人権に関する基本理念**」、国際労働機関の「**労働における基本的原則および権利に関する宣言**」、世界の化学業界の「**レスポンシブルケア**」プログラム、「**紛争鉱物規制**」に基づくものです。

当社の価値観は次のようにまとめることができます。

- 普遍的な人権と労働者の権利の尊重
- 基本的な環境・健康・安全基準に則った行動
- 持続可能な発展と企業責任の促進

Sika は、サプライヤーが同じ価値観を受け入れ、自社のサプライチェーンネットワークにおいてそれらを実践することを期待しています。そのため当社は、サプライヤーを慎重に評価し、審査と資格認定のプロセスによる承認制度を導入しています。

このサプライヤー行動規範は、当社が期待する内容を定義し、世界のあらゆる場所で Sika に商品やサービスを提供する際に満たすべき要件を、ガイドラインとしてサプライヤーに提供します。

当社は、責任ある調達へのコミットメントを拡大し、サプライヤーのサステナビリティに関する取り組みの向上を支援します。当社はサプライヤーとともに、この文書で定義されている基準に沿った活動を推進していきたいと考えています。

皆様のご協力に深く感謝申し上げます。



トーマス・ハスラー
Sika グループ CEO



マルコス・バスケス
Sika グループ調達責任者

バール（スイス）、2021年6月1日

誠実さと倫理的行動

私たちは、法律を遵守します

私たちは、誠実さにおいて妥協しません

私たちは、高い倫理観を持って仕事に取り組みます

私たちは、これらの原則の遵守を保証します

このサプライヤー行動規範
を遵守することは、SIKA
のすべてのサプライヤーの
責任です



1. 適用範囲

このサプライヤー行動規範は、Sika とサプライヤーの関係に対して適用されます。この文書で使用されている「サプライヤー」という用語は、第三者として、契約上の合意に基づき、Sika および/またはその子会社にあらゆる種類の原材料、商品、技術、ノウハウ、サービスを提供する法人または自然人を指します。

2. コンプライアンス

サプライヤーは、適用されるすべての法律と国際基準を完全に遵守することを保証します。これには、世界人権宣言、国際労働機関の労働基準に関する中核的な条約、汚職防止、公正な競争、不拡散と輸出規制、制裁と禁輸、環境・健康・安全の保護、事業許可とライセンス、秘密とプライバシーの保護に関して適用されるすべての地域法、国内法、国際法が含まれます。

3. 贈収賄、汚職、マネーロンダリングの禁止

サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄、汚職、マネーロンダリングに対してゼロ・トレランスを保証します。これは、サプライヤーが、Sika から有利な扱いを受けたり、Sika との取引を獲得/維持することを意図して、あらゆる種類のインセンティブ、リベート、謝礼、贈答品、その他の不法な好意を提供したり、受け入れたりすることに関与しないことを意味します。また、サプライヤーは、贈収賄や汚職を禁止する内部規則を設け、その遵守を保証するためにスタッフに定期的なトレーニングを行うものとします。

4. 反競争的なビジネス慣行の禁止

サプライヤーは、適用される競争に関する法律を完全に遵守することを保証します。これは、サプライヤーが競合他社との間で、価格操作、入札談合、顧客と市場の癒着、価格情報の交換などを行わないことを意味します。

5. 人権、労働者、消費者の権利の尊重

サプライヤーは、基本的な人権、労働者の権利、消費者の権利を保護します。すべての従業員は、敬意と尊厳に基づく待遇を受け、口頭または物理的な嫌がらせ、虐待、脅迫、威嚇を受けてはなりません。

サプライヤーは、労働者や消費者の生命や健康を危険にさらすような行為を行わず、またそのような状況を許容しません。適用されるすべての健康および安全基準は、完全に満たされている必要があります。

サプライヤーは、適切な社内ガイドラインを導入し、関係するスタッフへの適切なトレーニングを保証するものとします。

6. 現代的形態による奴隷、人身売買、児童労働、強制労働の禁止

サプライヤーは、関連する国際条約に従い、あらゆる形態の児童労働¹や強制労働（現代的形態による奴隷や人身売買を含む）の禁止を徹底します。現地の法律がより厳しい場合は、そちらが優先されます。サプライヤーは現代的形態による奴隷、人身売買、児童労働、強制労働の禁止を、自社のサプライチェーン・ネットワークで実施することを保証するものとします。

7. 平等さ、多様性、インクルージョン

サプライヤーは、従業員の特定のグループを差別せず²、従業員の多様性とインクルージョンを促進し、そのような目標を達成するための努力を文書化する必要があります。

¹ 「子ども」とは、15歳未満、または義務教育修了年齢未満（いずれか高い方）の者を指します。

² 「差別」とは、個人の長所に基づいて各人を公平に扱わず、不平等な負担を課したり、長所を否定したりして、人を不公平に扱う行為とその結果を指します。

8. 結社の自由、団体交渉

サプライヤーは、現地の適用法で認められている範囲で、従業員に結社の自由と団体交渉を行う機会を提供します。

9. 適正な賃金と労働時間

サプライヤーは、適用されるすべての賃金および労働時間に関する規制を遵守します。



10. 環境と健康の保護、持続可能な開発への取り組み

サプライヤーは、適用されるすべての環境、健康、安全、および輸送基準を導入します。また、ISO 14000 ff. および ISO 45001 と同一または類似の一般的に受け入れられた管理システムを維持しており、環境、健康、安全に対する事業活動の影響を継続的に監視、改善します。さらに、必要に応じて、製品の開発、製造、輸送、使用を安全かつ環境に配慮して行うための適切な管理システムを導入するとともに、危険物や有害物質に関して適用されるすべての規則を遵守します。

そのためサプライヤーは、自らのサプライチェーンに沿って、廃棄物、空気中への排出、排水の安全な管理を行います。資源の消費、エネルギー消費、廃棄物、廃水、汚染、温室効果ガスの排出量の削減、および生物多様性、環境、健康、安全へのその他の悪影響を削減するために、エネルギー効率の高い、環境にやさしい技術の導入、資源効率の向上に努めます。

サプライヤーは、必要とされる製品の安全性および表示に関するすべての文書を Sika に提供し、Sika に引き渡された商品に、化学品の分類および表示に関する世界統一システムの下で発がん性、変異原性、または生殖毒性を有する物質（GHS CMR Category 1A/1B 物質）が含まれていないことを確認する必要があります。

サプライヤーは、潜在的な緊急事態を定期的に評価し、事業の中断に備えてコンティンジェンシープランを用意しています。

11. 守秘義務、データ保護、知的財産権

サプライヤーは、適用される国内法および Sika との契約において要求される範囲内で、Sika と交わすすべての機密情報およびビジネスセンシティブ情報の機密性を維持する必要があります。また、影響を及ぼすことのできる範囲内で、Sika から入手した個人情報や Sika の知的財産権を適切な手段で保護します。

12. 拡散防止、輸出規制、制裁、危険物

サプライヤーは、適用される拡散防止、輸出規制、制裁、および危険物に関する規制の遵守を保証するための手段を備えている必要があります。

13. 利益相反の禁止

サプライヤーは、Sika との契約上の義務を果たす際に、いかなる利益相反³も回避する必要があります。利益相反が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、直ちに compliance@ch.sika.com にご連絡いただく必要があります。

14. サプライチェーンにおける導入と監視

サプライヤーは、自社のサプライチェーンにおいて上記の原則に従う必要があります。そのような目標を達成するための取り組みを文書化することが期待されます。

15. 透明性と発言できる文化

サプライヤーは、サプライヤーまたは Sika のスタッフが上記の原則に違反していることが確認された場合、直ちに Sika に報告していただく必要があります。いずれの場合も、以下にご連絡ください compliance@ch.sika.com。

³「利益相反」とは、例えば、Sika の従業員やその近親者がサプライヤー企業を所有している場合など、相互に一致しない、あるいは矛盾する目標を追求することによって生じる事象を指します。

16. アセスメントおよびフォローアップ

Sika とサプライヤーが、Sika が署名した別個の承認宣言（付属書を参照）において、サプライヤー自身の行動規範または同様の内部ガイドラインが上記の原則とその実施を十分に満たしていることに同意し、Sika のサプライヤー行動規範に代わって適用される場合を除き、このサプライヤー行動規範は Sika とサプライヤーの間の契約に適用されます。

サプライヤーは Sika に対し、対象となるアンケートや第三者による監査によって、上記の原則の一部またはすべてを遵守しているかどうかのアセスメントを実施する権利を付与します。

Sika は、いかなる時点においても、サプライヤーに対して是正措置を提案する権利を有するものとします。上記の要求事項を満たしていないことが判明した場合、Sika はサプライヤーとの契約を解除することができます。



SIKAグループ
Zugerstrasse 50
CH-6341 Baar
スイス

連絡先
電話 +41 58 436 68 00
ファクス +41 58 436 68 50
www.sika.com

BUILDING TRUST

